

平成18.4.1 制定

改正 平成26.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、健康支援総合センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 健康診断の事後処置等に係る指導助言に関すること。
- (3) 身体的及び精神的（カウンセリングを含む。）な健康相談に関すること。
- (4) 応急措置に関すること。
- (5) 健康に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 感染症の予防及び環境衛生に係る指導助言に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

2 センターは、業務を行うに当たって、必要に応じ各事業場の安全衛生委員会その他関係する学部及び部課等と連携するものとする。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 学校医
- (5) カウンセラー
- (6) 技術職員
- (7) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(健康支援室)

第7条 保健管理上必要があるときは、センターに健康支援室を置くことができる。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、健康支援総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、当分の間、その業務内容により総務部人事労務課及び学務部学生支援課において関係部課等と協力して処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。